

収入
印紙

選挙運動用自動車運送契約書

戸田市議会議員再選挙候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) とは、選挙運動用自
動車の運送について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 甲は、乙の所有する下記の自動車を運転手及び燃料込みで借り切り、乙
はこれを貸し出すものとする。

車 種
登録番号

(契約の期間)

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日ま
でとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、 円(1日について 円)とする。
なお、契約金額は、消費税を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で戸田市議会議員又は戸田市長の選挙におけ
る選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第4条及び第6条に基づく公
費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例第4条の規定に
基づき戸田市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わ
なければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、戸田市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不
足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、
乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ
その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲

印

乙

印

選挙運動用自動車賃貸借契約書

戸田市議会議員再選挙候補者 (以下「甲」という。)
と (以下「乙」という。) とは、選挙運動用
自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 甲は、乙の所有する下記の自動車を賃借し、乙はこれを賃貸するものとする。

車 種
登録番号

(契約の期間)

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、 円(1日について 円)とする。
なお、契約金額は、消費税を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で戸田市議会議員又は戸田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第4条及び第6条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例第4条の規定に基づき戸田市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、戸田市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれその1通を所持する。

令和 年 月 日

甲

印

乙

印

選挙運動用自動車運転手の雇用契約書

戸田市議会議員再選挙候補者（以下「甲」という。）
と（以下「乙」という。）とは、選挙運動用
自動車の運転業務について次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 乙は、甲の指定する選挙運動用自動車の運転業務を行うものとする。

（契約の期間）

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（契約金額）

第3条 この契約の契約料は、 円（1日について 円）
とする。

（請求及び支払）

第4条 この契約に基づく契約金額で戸田市議会議員又は戸田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第4条及び第6条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例第4条の規定に基づき戸田市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、戸田市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

（定めのない事項等）

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれその1通を所持する。

令和 年 月 日

甲

印

乙

印

選挙運動用自動車の燃料供給契約書

戸田市議会議員再選挙候補者 (以下「甲」という。)
と (以下「乙」という。) とは、選挙運動用
自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、その所有する下記の燃料を甲に売り渡し、甲はこれを買受ける
ものとする。

品名	自動車用燃料 (ガソリン ・ 軽油)
数量	ℓ

(契約の期間)

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、 円 (1 ℓ 当たり 円) とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で戸田市議会議員又は戸田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第4条及び第6条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例第4条の規定に基づき戸田市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、戸田市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれその1通を所持する。

令和 年 月 日

甲

印

乙

印

収入
印紙

選挙運動用ポスター作成契約書

戸田市議会議員再選挙候補者（以下「甲」という。）
と（以下「乙」という。）とは、選挙運動用
ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれ
を買い受けるものとする。

品 名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数 量 枚

（納入期限）

第2条 乙は、令和 年 月 日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運
動用ポスターを納入するものとする。

（契約金額）

第3条 この契約の契約料は、 円（1枚当たりの単価 円）
とする。なお、契約金額は、消費税を含んだ額とする。

（請求及び支払）

第4条 この契約に基づく契約金額で戸田市議会議員又は戸田市長の選挙におけ
る選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第13条及び第14条に基づ
く公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例第13条の
規定に基づき戸田市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞
なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、戸田市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不
足額を速やかに支払うものとする。

（定めのない事項等）

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、
乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれそ
の1通を所持する。

令和 年 月 日

甲

印

乙

印

収入
印紙

選挙運動用ビラ作成契約書

戸田市議会議員再選挙候補者（以下「甲」という。）
と（以下「乙」という。）とは、選挙運動
用ビラの作成について次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ビラを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品 名 公職選挙法第142条に定める選挙運動用ビラ
数 量 枚

（納入期限）

第2条 乙は、令和 年 月 日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ビラを納入するものとする。

（契約金額）

第3条 この契約の契約料は、 円（1枚当たりの単価 円）
とする。なお、契約金額は、消費税を含んだ額とする。

（請求及び支払）

第4条 この契約に基づく契約金額で戸田市議会議員又は戸田市長の選挙におけ
る選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第9条及び第10条に基づく
公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例第9条の規定
に基づき戸田市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく
行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、戸田市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不
足額を速やかに支払うものとする。

（定めのない事項等）

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、
乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれそ
の1通を所持する。

令和 年 月 日

甲

印

乙

印